

---

く り り ん セ ン タ ー 等  
長期包括的運轉維持管理業務委託事業  
質 疑 応 答 書  
( 第 2 回 )

---

平成22年7月5日  
十勝環境複合事務組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第1章	6	(1)	乖離請求期間	浸出水処理施設に使用される機器について、現段階では最終のスペックが不明であり、入札説明書等にも記載はありません。特に濃縮水の濃縮・乾燥工程に使用される機器においては、メーカーやスペックにより燃料消費量がかなり変動することから、燃料消費量については、乖離請求の項目として協議いただくことは可能でしょうか。	乖離請求期間設定の趣旨に合致する場合には、事業契約書(案)第15条に基づく協議の対象とします。 参考までに概算事業費算出時の条件を添付資料1に示します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第1章	第3節	1.3.11	基本性能	要求水準書に示す基本性能とは・・・「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」ほか・・・において保証される内容であり・・・とありますが、下記の認識と理解してよろしいでしょうか。 ・焼却施設においては、実施設計図書に記載の公称能力範囲内であつ計画ごみ質の性状範囲内で処理した場合に公害防止基準を逸脱しないこと。 ・破砕、選別、圧縮施設においては、実施設計図書に記載の処理能力範囲内であつ投入寸法、計画ごみ質の範囲内で処理した場合に公害防止基準を逸脱しないこと。	基本性能とは、要求水準書に記載のとおり実施設計図書等において示された施設設備の備え持つ機能として保証される内容であります。 適切な運転及び維持管理により、公称能力等施設設備の備え持つ機能を十分発揮すること、かつ計画ごみ質の性状の範囲内で処理した場合に公害防止基準を逸脱しないことが基本性能を維持することです。
2	9,10	第1章	第3節	1.3.13	用役条件	(1)くりりんセンター ①給排水 給水については・・・プラント用水は井水とする。 (2)最終処分場(計画) ①給排水 用水は井水を使用し、・・・とありますが、井戸の定期メンテナンスならびに井水の水質が悪化し、運営上支障が出る場合は、井戸の浚渫および補修、新たな井戸の設置の費用は組合殿のご負担と理解してよろしいでしょうか。	本事業の目的達成のために必要な業務等については、事業契約書(案)において特段の記述がある場合又は法令変更、不可抗力等事前に想定することが困難な事象が発生した場合を除き、事業者の所掌とします。
3	22	第3章	第5節	3.5.3	(1)散水量	冬季に散水しても氷結するだけなので、冬季間は原則散水を休止することによろしいでしょうか。その場合休止期間は組合殿と打ち合わせの上決定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ちなみに、維持管理計画書に示しているとおり、冬期間の凍結を考慮して原則として散水を実施しない期間は、12月から4月を想定しています。 なお、その他の条件については、添付資料1を参考にご提案ください。
4	29	第4章	第1節	4.1.11	(4)更新工事の範囲	「事業者が行うべき更新工事の範囲は、更新計画に記載された設備の基本性能を維持するための機器更新である。」と記載されています。新一般廃棄物最終処分場において、当初予測できず、適切な維持管理を行っていても発生する可能性のある機器更新(例えば、オーバーホールでは対応できず、機器本体の交換が必要になった場合など)については、事業者の範囲に含まないと考えていますが、よろしいでしょうか。	本事業の目的達成のために必要な業務等については、事業契約書(案)において特段の記述がある場合又は法令変更、不可抗力等事前に想定することが困難な事象が発生した場合を除き、事業者の所掌とします。
5	39	第7章		7.1.1	運転記録報告	情報管理においては、本項に記載されている内容の報告にて必要十分として、各市町村における搬入量集計等のデータ加工は、組合殿にて行っていただけだと考えてよろしいでしょうか。	データの加工の方法等については、落札者決定後の協議によるものとします。

6 事業契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	5	5	2		甲の責任	第2項の冒頭部分を、第1項との違いを明確にするため、『前項の規定にかかわらず、乙による要求水準書の規定に違反した方法での本事業の実施に伴う、あるいは乙の過失に起因する住民等の苦情・・・』のように変更いただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
2	6	10	1		ユーティリティの確保	電力及び用水の調達に係る契約について、甲が契約し乙に請求する、とありますが、手続を簡略化するため、乙が電力及び用水の調達に係る契約を締結することは可能でしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
3	6	11	2		緊急事態への対応、災害発生時等の協力	仮に災害発生等の不測の事態で多量の埋立物と埋立量が生じ、最終処分場の埋立終了が早まった場合、以後の埋立物と埋立量が発生しない事態となります。この場合の考え方を提示願います。	最終処分場が当初の計画より早期に埋立が終了した場合には、搬入管理、埋立作業に関わる運転管理業務は終了するものとし、その他必要な業務は事業期間中継続するものと考えます。詳細は協議によります。
4	6	13	2		性能未達期間中に生ずる費用の負担	ここで言う『追加費用』とは委託料のうち従量費を上回る費用を指すと理解してよろしいでしょうか。	ここでいう追加費用とは、列記する事象等で発生する全ての費用とお考え下さい。第73条に基づき、運転維持管理委託料の支払と相殺するかどうかについては、都度協議します。
5	9	25	2		処理対象物の受入れ	第4文冒頭の『その場合』は第2文および第3文の場合を指すことを明らかにするため、『これらの場合』に変更いただけませんか。	事業契約書（案）のとおりとします。
6	10	26	2		直接搬入ごみの受入れ	第4文冒頭の『その場合』は第2文および第3文の場合を指すことを明らかにするため、『これらの場合』に変更いただけませんか。	事業契約書（案）のとおりとします。
7	10	26	4		直接搬入ごみの受入れ	直接搬入ごみの量および性状（処理不適物の割合を含む）が現状より著しく増加した場合の追加費用を乙のみが負担するのは酷であるので、要求水準書にこれらに関する基準値も盛り込み、それを超えた場合の追加費用は甲が負担することを明記していただけませんか。	事業契約書（案）、要求水準書のとおりとします。事業者が実施する搬入管理の不備以外など事業者の業務と直接起因しない理由により、量及び性状に変動があり事業遂行上著しい影響がある場合には、「事業契約書（案）別紙10 4.委託料の見直し（2）その他例外的な見直しについて」の協議対象とします。
8	10	27	2		処理対象物の性状	収集不適物の割合が現状より著しく増えた場合、それに伴う追加費用を乙のみが負担するのは酷であるので、要求水準書にこれらに関する基準値も盛り込み、それを超えた場合の追加費用は甲が負担することを明記していただけませんか。	事業契約書（案）、要求水準書のとおりとします。事業者が実施する搬入管理の不備以外など事業者の業務と直接起因しない理由により、量及び性状に変動があり事業遂行上著しい影響がある場合には、「事業契約書（案）別紙10 4.委託料の見直し（2）その他例外的な見直しについて」の協議対象とします。
9	11	32	2		処理対象物の受入れ	第4文冒頭の『その場合』は第2文および第3文の場合を指すことを明らかにするため、『これらの場合』に変更いただけませんか。	事業契約書（案）のとおりとします。
10	11	33	2		直接搬入ごみの受入れ	第4文冒頭の『その場合』は第2文および第3文の場合を指すことを明らかにするため、『これらの場合』に変更いただけませんか。	事業契約書（案）のとおりとします。
11	11	33	4		直接搬入ごみの受入れ	直接搬入ごみの量および性状（処理不適物の割合を含む）が現状より著しく増加した場合の追加費用を乙のみが負担するのは酷であるので、要求水準書にこれらに関する基準値も盛り込み、それを超えた場合の追加費用は甲が負担することを明記していただけませんか。	事業契約書（案）、要求水準書のとおりとします。事業者が実施する搬入管理の不備以外など事業者の業務と直接起因しない理由により、量及び性状に変動があり事業遂行上著しい影響がある場合には、「事業契約書（案）別紙10 4.委託料の見直し（2）その他例外的な見直しについて」の協議対象とします。
12	11	34	2		処理対象物の性状	収集不適物の割合が現状より著しく増えた場合、それに伴う追加費用を乙のみが負担するのは酷であるので、要求水準書にこれらに関する基準値も盛り込み、それを超えた場合の追加費用は甲が負担することを明記していただけませんか。	事業契約書（案）、要求水準書のとおりとします。事業者が実施する搬入管理の不備以外など事業者の業務と直接起因しない理由により、量及び性状に変動があり事業遂行上著しい影響がある場合には、「事業契約書（案）別紙10 4.委託料の見直し（2）その他例外的な見直しについて」の協議対象とします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
13	12	36	3		回収物の搬出及び管理	本項について、「甲が指定する場所に運搬する」のか「甲が指定する者に引き渡す」という意味なのかはっきりさせるため『・・・アルミをこの施設において甲が指定する者に引き渡す』と明確にしていだけないでしょうか？	場外等への運搬を含む場合には「運搬する。」と明記し、場内で引き渡す場合には、「引き渡す。」と明記していますので、事業契約書（案）のとおりとします。
14	21	69			不可抗力	新一般廃棄物最終処分場において万一、期間中の埋立物及び埋立量が減り、埋立期間が延長できる見込みがついた場合の処置に対する記載がありません。事業期間延長等はないものと考えますがよろしいでしょうか。延長の必要が出る場合には貴組合より協議の申し入れがあると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業の延長の必要が出た場合には、事業契約書（案）第59条に基づいて協議を行います。

添付資料1

濃縮汚泥・固化処理装置の年間灯油使用量

		濃縮装置	乾燥装置	根拠
必要蒸発水量	m <sup>3</sup> /日	6.23	1.94	物質収支による
最大蒸発水量	m <sup>3</sup> /日	12	5.76	機器スペック
運転時間	時間/日	12.5	8.1	(必要蒸発水量÷最大蒸発水量)
所要蒸気量	kg/時	148	300	機器スペック
燃料消費量	L/時	12.50	25.33	(所要蒸気量÷ボイラの相当蒸発量×燃料消費量)
	L/日	156	205	(燃料消費量(L/時)×運転時間)
	L/年	75,172		日消費量×4日/週×52週

ボイラ 機器スペック	
相当蒸発量	591 kg/h
燃料消費量	49.9 L/h